

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ルマナイサモアと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

(目的)

第3条 当法人はサモア独立国において現地の人々と協働して医療・教育支援活動を行い、その経験をサモア・日本両国において多くの人々と分かち合うことで、サモア・日本の人材及び文化交流を促進させることを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 サモアにおける医療支援事業
- 2 サモアにおける教育支援事業
- 3 国内での開発教育に関する事業
- 4 イベントの企画及び物品の販売事業
- 5 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。
- 3 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体であり、個人会員、マンスリー会員、ユース会員、団体会員に分けられる。なお、ユース会員は学生のみ入会ができるものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(1) 入会金 入会金はこれを設けない。

(2) 年会費 正会員 12,000 円／年

個人会員 一口 3,000 円以上／年

マンスリー会員 一口 1,000 円以上／月

ユース会員 一口 500 円以上／月

団体会員 一口 30,000 円以上／年

(退社)

第7条 社員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、一か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年1月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名または記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、理事2名以上を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第 17 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第 20 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 21 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 22 条 当法人の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 23 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 24 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 25 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 26 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 27 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 28 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 7 年 1 月末日までとする。

(設立時の役員)

第 29 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事

浦崎 裕之

古瀬 大治

設立時代表理事

浦崎 裕之

2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 30 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

氏名

住所

浦崎 裕之

石川県金沢市山科 2 丁目 10 番 20 号

古瀬 大治

石川県金沢市新神田 1 丁目 8 番 22 号

(法令の準拠)

第 31 条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ルマナイサモア設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 7 年 1 月 2 6 日

設立時社員 浦崎裕之

設立時社員 古瀬大治